

# 公文書の公開と保有個人情報の開示請求の状況

総務課総務法制係 ☎ 0824-73-1123

## 令和5年度の公文書の公開および保有個人情報の開示の状況をお知らせします

市は、市政に関する情報を公開し、開かれた市政を推進することに努めています。  
また、市が保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切な取り扱いに努めています。

公文書の公開請求などの状況						保有個人情報の開示請求などの状況				
請求を受けた実施機関	請求件数	公開・非公開などの内訳				請求を受けた実施機関	請求件数	開示・非開示などの内訳		
		公開	部分公開	非公開	在否応答拒否			開示	一部開示	非開示
市長	97	23	21	52	1	市長	6	—	4	2
教育委員会	15	10	3	2	—	教育委員会	2	—	2	—
選挙管理委員会	—	—	—	—	—	選挙管理委員会	—	—	—	—
監査委員	—	—	—	—	—	監査委員	—	—	—	—
公平委員会	—	—	—	—	—	公平委員会	—	—	—	—
農業委員会	1	—	—	1	—	農業委員会	1	—	1	—
固定資産評価審査委員会	1	—	—	1	—	固定資産評価審査委員会	—	—	—	—
病院事業管理者	2	—	1	1	—	病院事業管理者	—	—	—	—
議会	1	—	1	—	—	議会	—	—	—	—
合計	117	33	26	57	1	合計	9	—	7	2

※表の件数はいずれも3月31日現在のものです。  
※保有個人情報の訂正・利用停止の請求はありません。  
※議会の保有する個人情報の開示請求は、議会に対し、請求していただくことになります。

## 公文書公開請求と保有個人情報開示請求の違いとは

公開・開示請求制度は、「公文書の公開請求」と「保有個人情報の開示請求」の2つがあります。

公開・開示を求める情報の種類によって請求手続きが異なりますので、ご注意ください。

なお、公文書公開請求と保有個人情報の開示請求のほか個人情報の訂正、利用停止の請求など個人情報保護制度に関する各種請求手続きの詳細は、市ホームページをご覧ください。  
また、総務課までお問い合わせください。



公文書公開請求 保有個人情報開示請求

請求の手続き		
請求の種類	公文書の公開請求	保有個人情報の開示請求
制度	情報公開制度	個人情報保護制度
請求できる人	誰でも	▪ 個人情報のご本人 ▪ 個人情報のご本人である未成年者や成年被後見人の法定代理人 ▪ 個人情報のご本人から委任状などで委任を受けた代理人(任意代理人)
開示内容の主な違い	個人情報、原則非公開となります。 (請求者ご本人の情報であっても、「個人情報」として原則非公開となります)	請求者ご本人の個人情報が開示されます。 (請求者以外の方の個人情報は、原則不開示となります)
請求方法	公開請求書に必要事項を記入してください。窓口・郵送で請求できます。 ※請求書は、市ホームページからもダウンロードできます。	開示請求書に必要事項を記入してください。窓口・郵送で請求できます。 ※請求書は、市ホームページからもダウンロードできます。 ※請求や開示などの際に、本人確認を行います。